

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における  
特記仕様書（案）

[此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託－2]

# 〔此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託－2〕

## 特記仕様書（案）

### 1. 業務の目的

此花大橋は、大阪市此花区舞洲と同区市街地内陸部を結ぶ、三径間連続自碇式吊橋及び四径間連続鋼床版箱桁橋で構成された、長大橋である。

本橋は、自碇式吊橋であることに加え、主ケーブルが1本（モノケーブル）、かつ斜めハンガーケーブルである、全国にも事例がない構造を有し、平成2年の供用開始より、今日にいたるまで多くの方に利用してきた。

現在、一般の交通及び物流の発生に加え、大阪・関西万博会場の整備並びに周辺の整備による工事車両の増加、更に万博開催による発生集中交通量の増加を見据え、渋滞対策として歩道部を車道に暫定整備し、歩行者や自転車通行利用者は、大阪シティバス若しくは迂回により通行を確保している。

今回、万博終了後において、歩道部の復旧を行うにあたり、万博会場跡地や物流拠点の活性化を踏まえ、暫定整備した車道部は存置し、歩道部を更に拡幅整備する方針である。

今般、過年度業務委託による現場調査、検討業務を継続するとともに、新たに課題となる橋梁全体の性能評価及び維持管理手法について調査、検討をすすめ、歩道拡幅を踏まえた包括的な維持管理の検討・とりまとめを行うものである。

### 2. 委託期間

委託期間は、契約日より、令和10年3月31日までとする。

### 3. 履行場所

此花大橋（大阪市此花区北港2丁目～北港白津1丁目）

### 4. 仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

### 5. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価は及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和7年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和7年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

## 6. 業務の内容

### (1) 吊橋部の維持管理に関する検討

調査・解析に基づく検討は、過年度業務成果を踏まえ、調査・解析結果の利用目的や検討目的を整理した上で実施する。

#### 1) ケーブルの健全性二次評価及び対策

##### ①現地調査による腐食状況の確認

- 令和7年度に開放調査した主ケーブル3箇所のうち、最も腐食が進行していると考えられる2箇所について、腐食調査を行う。
- ラッピングワイヤーは撤去した状態で実施し、ケーブル断面（ストランド30本）の腐食率を算定する。

##### ②ケーブルの追加張力調査（解析含む）

- 令和7年度業務で実施した橋全体形状計測より得られた竣工時からの支点移動量や形状変位状況をもとに、主ケーブル及びハンガーケーブルについて、解析評価する。
- 支点移動により張力変化が大きいハンガーケーブルのうち、令和7年度業務で張力測定していないハンガーケーブルに対して、張力測定を行う。張力測定するハンガーケーブルは6本を想定する。
- 各調査方法、調査個所数に疑義、変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

##### ③構造解析によるケーブルの耐荷性能評価

- 解析により一部の主ケーブルの腐食やハンガーの破断が周辺部材に与える影響を評価する。主ケーブルの腐食は1箇所、ハンガーの破断は3本を想定し、解析ケースは4ケースとする。
- 令和7年度に実施した、一般車両による応力頻度計測結果（応力振幅レベル及び頻度）を勘案して、ハンガーケーブルの疲労耐久性を評価する。着目するハンガーは2本を想定し、解析ケースは2ケースとする。
- 解析ケース及び解析方法に疑義、変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

##### ④ケーブルの長寿命化対策立案及び概略設計

- 令和7年度の調査結果及び、上述の調査・解析結果を踏まえ、ケーブル健全性の二次評価を行い、長寿命化のための対策工を立案し、検討する。
- 予防保全型への転換に向けて有効な対策について概略設計を行う。

#### 2) 鋼床版の健全性二次評価及び対策

##### ①構造解析による疲労耐久性評価

- 令和7年度の荷重車載荷試験をもとに、鋼床版の詳細な解析を行い、局部応力の再現性を確認する。解析は1断面に着目して実施する。
- 解析結果をもとに、鋼床版の疲労耐久性評価を行う。
- 解析ケース及び解析方法に疑義、変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

## ②鋼床版の長寿命化対策立案及び概略設計

- 令和7年度の調査結果及び上述の解析結果を踏まえ、鋼床版健全性の二次評価を行い、長寿命化のための対策工を立案し、検討する。
- 補剛桁下面の桁下検査車に変わる補修工事、塗装塗替、点検用の代替設備について検討する。
- 予防保全型への転換に向けて有効な対策について概略設計を行う。

## 3) 吊橋部の補修設計

- 現状で損傷が見られる以下の項目について補修設計を行う。対策工種は想定であり、監督職員と協議の上で決定する。

項目		工種・種別
吊 橋 部  P5 ～ P8	上部工	舗装
		舗装打ち換え工
		橋面防水工
		鋼床版 (Uリブ含む)
		疲労対策工（要検討）
		主塔
		塗替え塗装工
		補剛桁
		塗替え塗装工
		主ケーブル※
下部工	コンクリート部材	防食テープ工（要検討）
		ハンドロープ塗装工
	昇降設備	ハンガーロープ
		定着部防水工（要検討）
	伸縮装置	伸縮装置取替工
		排水装置取替工
	排水装置	排水装置取替工
		断面修復工
	昇降設備	ひび割れ注入工
		P8 螺旋階段補修工、塗替え計工

\*主ケーブルの維持管理手法が大幅に変更される場合は、設計内容について、変更も含め監督職員と協議する

## (2) 吊橋部の耐風性評価に関する継続調査

### 1) 風速調査、強風時の桁の挙動測定

- 令和7年度に実施した、風速計測（塔頂1箇所及び中央分離帯1箇所）及び強風時の加速度計測（主塔1箇所、補剛桁4箇所）を継続して実施する。
- 計測は、計画承認後直ちに開始し、終了日は監督職員と協議の上で決定する。
- 各調査個所数に変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

### 2) 耐風安定性の二次評価

- 調査・計測より、風速計測結果による自然風の特性（風速、風向、迎角の発生頻度、乱れ強さ）を追加整理する。
- 風速と加速度との相関関係を整理し、渦励振、その他風によって生じる振動現象に対する耐風安定性を二次評価する。

### (3) 舞洲側取付橋の維持管理に関する検討

#### 1) 舞洲側取付橋の健全性評価

- 舞洲側取付橋（4径間連続鋼床版箱桁橋）において、吊橋部と同様に、応力解析、鋼床版箱桁の付加応力算出、支点移動予測及び、鋼床版箱桁の耐荷性能を評価する。
- 吊橋部の解析と同様に、荷重車を模擬した鋼床版の詳細な解析を行い、局部応力を確認する。解析は1断面に着目して実施する。解析結果をもとに鋼床版の疲労耐久性評価を行う。
- 解析ケース及び解析方法に疑義、変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

#### 2) 舞洲側取付橋の長寿命化対策立案及び概略設計

- 過年度の点検記録や1) の健全性評価結果を踏まえて、取付橋（此花側・舞洲側）の長寿命化のための対策工を立案し、検討する。
- 予防保全型への転換に向けて有効な対策について概略設計を行う。
- 現状で損傷が見られる以下の項目について補修設計を行う。対策工種は想定であり、監督職員と協議の上で決定する。

項目			工種・種別
舞洲側取付橋 A1 ~ P5	上部工	舗装	舗装打ち換え工 橋面防水工
		鋼床版 (Uリブ含む)	疲労対策工（要検討）
		鋼部材	塗替塗装工
		伸縮装置	伸縮装置取替工
		排水装置	排水装置取替工
	下部工	コンクリート部材	断面修復工
			ひび割れ注入工

### (4) 仮歩道運用計画を踏まえた歩道拡幅部の設計等

#### 1) 歩道拡幅部の設計

- 令和7年度業務において実施した、部材の評価結果及び、本業務における橋梁全体の評価結果をもとに、歩道拡幅部の設計、施工計画の検討を行う。
- 設計、施工計画は、以下のとおりとする。

項目	細目
設計計画	設計細部事項の検討（使用材料、構造細目、付属物の形式）
設計計算	上部工、架設工
設計図	橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置、架設計画の基本設計図
数量計算	数量計算
施工計画	計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画、交通規制図、関係機関協議資料、その他施工計画に必要な資料

## 2) 仮歩道の設計

- ・本橋は、供用していた歩道部を暫定的に車道運用していることから、利用者に対し令和10年度末迄に、歩行者、自転車利用者の通行機能を確保することとしている。
- ・令和7年度に実施した仮歩道の設置位置と最適な車線運用についての検討結果や、本業務による本橋の評価結果をもとに、仮歩道設置の設計を行う。
- ・設計内容は、以下のとおりとする。

項目	細目
設計計画	設計細部事項の検討（使用材料、構造細目、付属物の形式）
設計計算	防護柵基礎
設計図	橋梁位置図、一般図、構造一般図、構造詳細図
数量計算	数量計算
施工計画	計画工程表、施工順序、施工方法、交通規制図、関係機関協議資料、その他施工計画に必要な資料

## (5) アセットマネジメント手法の検討

- ・吊橋・斜張橋のアセットマネジメントサイクルに関する現状課題や事例を整理する。
- ・マネジメント手法について複数案提示し、特性比較を行った上で、包括的民間委託の導入可能性について検討する。
- ・大阪市が抱える課題を踏まえて、吊橋・斜張橋の効率的且つ効果的な維持管理が可能な大阪市版のマネジメント手法を選定する。

## (6) 学識経験者への意見聴取

- ・本業務は、長寿命化のための維持管理計画や歩道部の拡幅計画をとりまとめるにあたり、以下の項目について、本市が指定する学識経験者3名への意見聴取をおこない、方針決定を行うこととする。  
(ア) 腐食・疲労に対する安全性確認、歩道拡幅後の耐風性評価の確認及び維持管理に対する検討  
(イ) その他調査等の必要性
- ・業務内容の実施にあたっては、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成するものとし、意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとする。また、聴取した意見は毎回とりまとめをおこない、その都度速やかに監督職員に提出する。
- ・なお、意見聴取の回数は15回を想定しているが、回数に変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。
- ・学識経験者との意見聴取に必要となった費用は受注者で負担を行うものとする。

## (7) 「吊橋・斜張橋における維持管理及び長寿命化に係る技術検討会」の運営補助

- ・大阪市吊橋・斜張橋の維持管理方針(案)の作成に向け、学識経験者等の意見聴取のために、令和6年度より学識検討会を設立している。本業務では、検討会において、会議資料作成等の運営補助を行うこととする。なお、学識検討会については、本業務委託期間内に3回開催することを想定している。

## 1) 検討会資料の作成

- ・本業務内での検討内容等について、検討会資料を作成する。会議資料作成にあたっては事前に監督職員と綿密に打合せを行うこと。

## 2) 学識検討会への出席

- ・検討会や事前打ち合わせに出席するとともに、議事録作成等の運営補助を行う。

## (8) 関係機関協議資料作成

- ・業務実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成する。
- ・また、関係機関との協議時には同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出する。
- ・歩道部拡幅については既存資料をもとに計画をとりまとめる。
- ・協議は、橋梁添架者、交通管理者、高速道路管理者、海上管理者、道路管理者の5機関程度を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。
- ・ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。

## (9) 維持管理計画書の作成

### 1) 此花大橋の個別施設計画書(案)の作成

- ・本業務で設計する長寿命化対策を踏まえて、令和7年度に作成した個別施設計画の基礎資料を更新する。
- ・橋全体形状の計測結果やケーブル張力測定結果を3Dモデルに反映する。また、今後の維持管理への活用方法を整理し、計画書に含める。

### 2) 大阪市吊橋・斜張橋の維持管理方針(案)の作成

- ・1) で作成する吊橋（此花大橋）の個別施設計画書(案)に加え、別途業務で作成される斜張橋（豊里大橋・かもめ大橋）の個別施設計画書(案)を収集整理し、大阪市吊橋・斜張橋の維持管理方針(案)を作成する。
- ・維持管理方針(案)には（5）で検討する最適なアセットマネジメント手法を反映した方針とする。

## 7. 打合せ

- ・打合せは業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ10回を行う。
- ・なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出する。
- ・また、打合せ回数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。

## 8. 報告書作成

- ・本市建設局業務委託共通仕様書（平成28年9月）に基づき、必要な事項を整理したうえで、目次、インデックス等を使用するなど、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- ・成果品のうち、「長寿命化のための維持管理計画」、「歩道部拡幅計画」、「過年度より実施している調査・検討のとりまとめ」、「吊橋・斜張橋の維持管理及び長寿命化に係る技術検討会（5回）」について、それぞれ報告書として1冊にまとめるものとする。

- ・報告書の冒頭にダイジェスト版を添付することとし、作成にあたっては Microsoft Word A4版20枚、Microsoft PowerPoint 50枚程度（それぞれ英語版も作成すること）とする。
- ・報告書は、特に考慮した事項やコントロールポイント、申し送り事項などについても記載すること。

## 9. 成果品

- ・成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。
- ・成果品の納品は次を基本とし、提出前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及びPDFデータを収めること。
  - ①電子データ 2部 (CD-R または DVD-R)
  - ②紙ベース 1部 (A4判パイプ式ファイル)
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウィルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウィルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。
- ・CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1 を基本とする。

## 10. 貸与資料

本業務を遂行するにあたり、貸与する資料は別紙-2のとおりである。

## 11. 管理技術者並びに照査技術者

管理技術者は、下記ア～工の資格のいずれか一つを有する者とする。また、照査技術者についても、下記ア～工の資格のいずれか一つを有する者とし、共通仕様書に基づき照査を実施すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）
- エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

## 12. 担当技術者

担当技術者は、下記ア～工の資格のいずれか一つを有する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。）
- エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

### 13. その他

- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正や追加が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、別紙-3のとおりとする。
- ・生成AI利用に関する特記仕様書については、別紙-4のとおりとする。
- ・実施した業務については、各年度末に履行確認のための検査を受検し、部分払いを行うこととする。なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定すること。

成果品の製作イメージ

DVD-R

委託名称：○○○○○○○○○○○業務委託  
(○○／○○)

完成年月：令和○○年○○月

発注者名：大阪市建設局道路河川部橋梁課

受注者名：○○○○○○○○

ウイルスチェック：○○○○○○○○

令和○○年○○月○○日版

令和○○年○○月○○日チェック

A4ファイル

○  
○  
○  
○  
○  
○  
○  
○  
○業務委託  
○年○月

委託名称：○○○

完成年月日：○○○

## 【既存資料一覧】

1. 此花大橋歩道設置等に係る調査設計業務委託
2. 北港連絡橋（仮称）架設工事（その20）（その40）
3. 港湾の施設の維持管理計画策定に係る橋梁点検調査業務委託
4. 令和5年度長大橋等の点検マニュアル（案）更新検討業務委託【第1，2号委託】
5. 北連絡橋へのガス管位置変更に伴う風洞実験(その1) (その2)
6. 北港本町連絡橋（仮称）架設工事に伴う調査委託（その3）報告書
7. 北港本町連絡橋（仮称）架設工事に伴う調査委託（その3）付属資料 制振対策試験写真集
8. 北港本町連絡橋（仮称）架設工事に伴う設計業務委託(その5) (その6)
9. 北港連絡橋（仮称）架設工事（埋立側アプローチ部）下部工完成図
10. 北港連絡橋（仮称）架設工事（検査車）完成図
11. 北港連絡橋（仮称）架設工事 完成図
12. 北港連絡橋（仮称）架設工事（此花側アプローチ部）下部工完成図
13. 此花大橋此花側（此花側P8～P11）下部工
14. 北港連絡橋（仮称）架設工事（此花側 斜路橋）完成図
15. 北港連絡橋（仮称）架設工事（此花側 アプローチ部）（1/2）完成図
16. 北港連絡橋(仮称)架設工事(埋立側アプローチ部) 完成図
17. 平成18年度\_此花大橋耐震補強工事に伴う設計業務
18. 北港本町連絡橋架設工事に伴う調査委託（その2）報告書
19. 此花大橋歩道設置における予備設計業務委託
20. 大阪北港連絡橋架設地域における強風特性に関する調査研究
21. 此花大橋埋立側アプローチP1～P5上部工設計計算書
22. 北港連絡橋(仮称)架設工事
23. 此花大橋改良工事-2
24. 北港連絡橋振動実験報告書
25. 北港連絡橋箱桁断面に及ぼすフラップ等の制振動効果に関する風洞実験報告書
26. 北港連絡橋(仮称) 架設工事に伴う調査委託(その7) 報告書
27. 北港連絡橋(仮称) 架設工事に伴う調査委託(その9) 報告書
28. 北港連絡橋(仮称) 架設工事に伴う調査委託(その10) 報告書
29. 北港連絡橋(仮称) 架設工事に伴う調査委託(その11) 報告書
30. 北港連絡橋(仮称) 架設工事(その50)(その60) 電気関係 完成図書 (1/2) (2/2)
31. 北港連絡橋(仮称) 架設工事(その116) 載荷実験報告書
32. 北港連絡橋(仮称) 架設工事(その111)(その112)(その120) 電気設備工 完成図書
33. 北港連絡橋検査車 各機器取扱説明書
34. 北港連絡橋検査車 取扱説明書
35. 此花大橋橋脚部動態調査業務 報告書
36. 此花大橋補修対策検討業務 報告書
37. 此花大橋変位観測業務 測量報告書
38. 此花大橋変位観測に伴う解析業務 報告書
39. 港湾地帯における橋梁の補修設計業務 報告書 (1/2)
40. 此花大橋補修工事[P1・P5] 竣工図
41. 港湾地帯における橋梁の点検調査業務 報告書
42. H18此花大橋耐震補強工事に伴う設計業務 報告書 (1/9)～(9/9)

43. H19此花大橋耐震補強工事に伴う設計業務(その2) 報告書
44. H21此花大橋外2橋補強および補修工事 (此花大橋) 完成図
45. H22此花大橋本土側取付橋耐震補強工事に伴う基本設計業務委託 (1/3)～ (3/3)
46. H22此花大橋耐震補強工事 完成図
47. H23此花大橋本土側取付橋耐震補強工事に伴う実施設計業務委託 報告書 (1/2) (2/2)
48. H23此花大橋耐震補強工事(その2)及びその他補修工事 完成図
49. H24此花大橋耐震補強工事(その3) 完成図
50. H25此花大橋床版補強工事設計変更 完成図
51. H25此花大橋耐震補強工事(その4) 完成図
52. H26此花大橋耐震補強工事(その7) 詳細設計成果品
53. H26此花大橋耐震補強工事(その7) 完成図
54. 此花大橋耐震補強工事 完成図
55. 此花大橋測量業務委託
56. 橋梁の変位観測資料集
57. 北港連絡橋（仮称）架設工事 完成図
58. 北港連絡橋の全径間模型風洞試験（案）
59. 北港連絡橋（仮称）架設工事（その20）風洞実験用振動解析
60. 北港連絡橋全径間模型風洞試験 中間報告（1）
61. 北港連絡橋（仮称）架設工事（その40）風洞試験報告書
62. 北港連絡橋（仮称）架設工事（主橋梁部）下部工完成図
63. 此花大橋 主橋梁（P6-P7）下部工
64. 北港本町連絡橋（仮称）架設工事に伴う土質調査
65. 港湾地帯における橋梁・トンネルの南海トラフ巨大地震による影響の調査業務委託(その2) 報告書【橋梁編】
66. 港湾地帯における橋梁の変位観測業務（此花大橋・常吉大橋・夢舞大橋） 報告書 (1/2)
67. 港湾地帯における橋梁の点検調査業務【此花大橋】
68. 港湾地帯における橋梁の点検調査業務【此花大橋2】
69. 夢洲閨連工事に伴う交通量調査業務委託(第2号業務)
70. 此花大橋6車線化工事 完成図書
71. 平成30年度此花大橋舗装補修工事

## 特記仕様書

### (条例の遵守)【条例5条関係】

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)【条例6条2項・条例12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)【条例7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)【条例17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)【条例21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること